

大阪市学校薬剤師会会則

付

大阪市学校薬剤師会施行細則

大阪市学校薬剤師会会費規定

大阪市学校薬剤師会弔慰金規定

大阪市立学校園 学校（園）薬剤師 設置要綱

大阪市学校薬剤師会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、大阪市学校薬剤師会と称する。

第2条（事務所）

1. 本会の事務所は、大阪市中央区和泉町1丁目3番8号 大阪府薬剤師会館内に置く。
2. 本会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本会は、一般社団法人大阪府薬剤師会学校薬剤師部会のもと、大阪市内における学校保健及び学校安全の推進、学校教育環境の向上に寄与し、周辺地域の発展を図るとともに、会員の連携と指導力の啓発に努め、行政及び他団体と連携し、社会薬学の向上に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

1. 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 学校保健安全に関する調査研究及び指導
 - (2) 学校薬剤師の職務に関する調査研究及び指導
 - (3) 学校保健安全に関する大会、講習会、協議会等の開催及び代表の派遣
 - (4) 学校保健安全に関する書籍、会報、資料等の刊行及び紹介
 - (5) 学校保健安全に必要な薬品、資材の推薦及び斡旋
 - (6) 関係官庁、団体との連絡、連携及び協力
 - (7) 日本薬剤師会及び大阪府薬剤師会の行う公衆衛生活動に対する協力
 - (8) 地域の学校保健安全に関する調査研究及びその進歩、発展に資する事業
 - (9) 会員の資質向上及び相互の親睦を図る事業
 - (10) 日本薬剤師会学校薬剤師部会、他府県薬剤師会学校薬剤師部会、大阪府下地域学校薬剤師会及びその他の諸団体との相互理解及び連携に寄与する事業
 - (11) その他本会の目的達成に必要な事業
2. 本会は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的とした事業を行わない。

第3章 会員及び組織

第5条（会員）

本会の会員は、大阪府教育委員会の委嘱を受けた学校園薬剤師であつて、大阪府薬剤師会の会員であり、かつ大阪府薬剤師会地域薬剤師会の会員である者とする。

第6条（組織）

1. 本会は、大阪市内に北区支部、大淀支部、都島支部、福島支部、此花支部、中央区東支部、中央区南支部、西支部、港支部、大正支部、天王寺支部、浪速支部、西淀川支部、淀川支部、東淀川支部、東成支部、生野支部、旭支部、城東支部、鶴見支部、阿倍野支部、住之江支部、住吉支部、東住吉支部、平野支部、西成支部の大阪市学校薬剤師会支部を置く。
2. 各支部は、適宜の方法により選出した支部長と、入退会があつた会員を本会に報告するものとする。

第7条（大阪市学校保健会との関係）

1. 本会は、大阪市学校保健会会則第6条に定める、大阪市学校保健会の学校薬剤師部会として活動する。本会の会長は、大阪市学校保健会学校薬剤師部会長の任にあたるものとする。
2. 大阪市学校保健会会則第7条及び第9条により選出すべき大阪市学校保健会の代議員及び理事は、本会の理事会において選任する。

第8条（会員の権利及び義務）

1. 会員は、本会則に別に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加できる権利を有する。
2. 会員は、本会則に定めるもののほか、施行細則及び規程を遵守する義務を負い、本会の目的達成に必要な事業に協力するものとする。
3. 会員は、大阪府教育委員会が定める「大阪市立学校園 学校（園）医・学校（園）歯科医・学校（園）薬剤師 設置要綱」を遵守する。

第9条（会員資格の喪失）

1. 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該会員は会員資格を喪失するものとする。
 - （1）会費の支払いその他本会則に定める会員の義務もしくは総会・理事会の決議を遵守しないとき
 - （2）薬剤師としての倫理に違反し、または本会の信用を棄損したとき
 - （3）会員が大阪府薬剤師会の会員の資格を失ったとき
 - （4）会員が大阪府薬剤師会地域薬剤師会の会員の資格を失ったとき
 - （5）その他正当な理由があるとき
2. 会員が次のいずれかに該当するときは、その会員資格を喪失する。
 - （1）死亡したとき

- (2) 大阪府教育委員会の委嘱を受けた学校園薬剤師でなくなったとき
3. 本条第1項及び第2項の規定により会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 役員

第10条 (役員)

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
2. 会長及び副会長は理事とする。
3. 本条第1項第3号理事若干名の中には、大阪府薬剤師会内大阪市域二次医療圏、北部、東部、西部、南部各ブロックの支部長の中から、会長により指名された各1名を含む。

第11条 (顧問及び相談役)

1. 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。
2. 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
3. 顧問及び相談役は次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

第12条 (役員を選任)

1. 会長及び監事は、総会で選出する。
2. 副会長及び理事は、会長が指名する。
3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第13条 (役員職務及び権限)

1. 会長は、本会を代表して会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、会務を分掌する。
4. 監事は、本会の会務及び財産状況を監査する。

第14条 (役員任期)

1. 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
2. 役員は、再任を妨げない。

3. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 会議

第15条（会議の設置）

会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

第16条（総会の構成員）

総会は、本会会員をもって構成する。

第17条（総会の開催）

1. 総会は、会長が招集し、年1回定期的に開催する。但し、理事会が必要と認めたと
き、または会員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集
を請求されたときは、会長はその請求があった日から30日以内に臨時総会を招集し
なければならない。
2. 総会の招集は、開催日の7日前までに総会に付議すべき事項、日時及び場所を記載
した書面を発しなければならない。

第18条（総会の議長）

総会の議長は、出席会員の中から選出する。

第19条（総会の決議事項）

総会は、本会則に別に定めるもののほか、次の事項を承認または議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告の承認
- (2) 事業計画及び予算の議決
- (3) 会則の変更
- (4) 会長及び監事の選出・解任
- (5) 会費の額の決定・変更
- (6) 本会の解散
- (7) その他本会運営に関する重要事項

第20条（総会の定足数）

総会は、会員の2分の1以上にあたる者が出席しなければ開会することができない。

第21条（総会の議決権）

1. 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。
2. 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

第22条（総会の決議）

1. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した会員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 本会則の変更
 - (2) 本会の解散

第23条（委任状による出席）

やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状を提出することにより、他の会員に表決を委任することができる。この場合において、第20条の規定の適用について会員は出席したものとみなす。

第24条（議事録の作成）

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 会議の日時・場所及び目的
 - (2) 会員総数及び学校園総数
 - (3) 会議に出席した者の氏名
 - (4) 承認議決事項
2. 議事録には、議長、会長及び総会に出席した役員以外の会員の中から選任された議事録署名人1名が署名しなければならない。

第25条（理事会の構成員）

理事会は、理事をもって構成する。

第26条（理事会の決議事項）

理事会は、本会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 施行細則・規程の制定及び改廃
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会に付議する事項
- (4) 本会則及び総会において定めるもののほか、本会の運営に必要な事項

第27条（理事会の開催）

1. 理事会は、次のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面による開催の請求があったとき
2. 理事会は、会長が招集する。
3. 会長は、本条第1項第2号による開催の請求があったときは、その請求があった日

から14日以内に理事会を招集しなければならない。

4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面またはメールを、5日前までに各理事及び監事に発しなければならない。

第28条（理事会の議長）

理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第29条（理事会の決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の2分の1以上にあたる者が出席し、その過半数をもって行う。

第30条（決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面またはメールにより同意の意思表示をしたとき（監事がある提案について異議を述べたときを除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第31条（準用）

本会則第23条及び第24条第1項は理事会について準用する。この場合において、規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 支部長会

第32条（支部長会の設置）

1. 本会に、諮問機関として支部長会を置く。
2. 支部長会は、各支部の支部長により構成し、次の事項を審議する。
 - (1) 本会の事業の執行に関し、理事会から諮問された事項
 - (2) 各支部との連絡調整に関する事項
3. 支部長会は、理事会の決議により、会長が招集する。

第7章 委員会

第33条（委員会の設置）

1. 本会は、会務を円滑に運営するため、会長の諮問に応え、必要な調査研究を行い、事業を推進するため、委員会を置くことができる。
2. 委員会の設置、その他委員会に関し必要な事項は、理事会にて定める。

第 8 章 資産及び会計

第 34 条 (資産)

1. 本会の資産は、会員の負担する会費、助成金、寄付金品、その他の収入をもってあ
てる。
2. 出納上必要あるときは、理事会の議決を経て、当該年度の収入をもって、償還でき
る限度で一時借り入れをすることができる。

第 35 条 (資産の管理)

本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

第 36 条 (経費の支払い)

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第 37 条 (会計)

1. 本会の会計は、事業年度ごとに一般会計、特別会計の 2 種に区分して処理する。
2. 一般会計は、通常の実業遂行に関する収支を經理し、特別会計は、一般会計で処理
するには不適當と認められる大規模もしくは特殊な事業に関する収支で事業別に經
理する。

第 38 条 (事業計画及び予算)

本会の事業計画及び予算は会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

第 39 条 (暫定的な収入及び支出)

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長
は理事会の議決を経て、暫定予算として予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入
支出することができる。
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 40 条 (事業報告及び決算)

会長は、年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書及び決算報告書を作成し、監事の監査を
経て総会の承認を得なければならない。

第 41 条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

付 則	昭和 33 年 4 月 10 日	制 定
	昭和 50 年 5 月 27 日	一部改正
	昭和 54 年 5 月 20 日	一部改正
	昭和 56 年 5 月 14 日	一部改正
	昭和 63 年 5 月 20 日	一部改正
	平成 25 年 5 月 19 日	一部改正
	平成 30 年 5 月 20 日	一部改正
	令和 3 年 5 月 30 日	一部改正

大阪市学校薬剤師会施行細則

平成 30 年 5 月 20 日制定

第 1 条 本会は、会則第 33 条に規定する次の委員会を置く。

- (1) 広報委員会
- (2) 学術委員会

第 2 条 広報委員会は、学校保健安全に関する書籍、会報、資料等の刊行及び紹介を行うものとし、大阪府薬剤師会学校薬剤師部会が発行する「おおさかがくやく」誌の編集に協力する。

第 3 条 学術委員会は、大阪府薬剤師会学校薬剤師部会が主催する研修会の実施に協力するほか、学校保健安全に関する大会、研修会、講習会、協議会等の実施を行う。

第 4 条 各委員会の委員は、会員のうちから理事会の議決をもって選任され、その任期は選任した理事の在任期間とする。

第 5 条 各委員会は、必要に応じて会員以外の学校保健有識者に助言を求めることができる。

第 6 条 理事会が必要としたときは、別に委員会を置くことができる。

大阪市学校薬剤師会会費規程

平成 25 年 5 月 19 日制定

第 1 条 本会は、会則第 3 4 条第 1 項の定めるとおり、各会員に会費を賦課し、これを徴収する。徴収方法は、各支部が、支部会員から徴収し本会へ一括して納入する。

第 2 条 会費は、1 校園担当ごとに年額 1 0, 0 0 0 円を納めるものとし、納入方法及び納入期限等は、理事会において定める。

大阪市学校薬剤師会弔慰金規程

平成 30 年 5 月 20 日制定

第 1 条 本会は、会員が死亡したときは、弔意を表すものとする。

第 2 条 本規程第 1 条の金額は、1 回の該当事項につき 1 0, 0 0 0 円とする。

第 3 条 本規程において定めていない事項は、会長に一任する。

参 考

大阪市立学校園 学校(園)医・学校(園)歯科医・学校(園)薬剤師 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号、平成21年4月改正）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、大阪市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）の学校(園)医、学校(園)歯科医及び学校(園)薬剤師（以下「学校医等」という。）の委嘱その他必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 学校医等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とする。

(職務)

第3条 学校医等の職務は、学校保健安全法施行規則第22条から第24条までの規定に定めるところによるが、詳細については別途定めるものとする。

(任用)

第4条 大阪市教育委員会(以下市教育委員会という)は、以下2～4の条件を満たす者について、5～6の手続きを経て学校医等として委嘱する。

2 学校医等にふさわしい免許状を有する者(医師免許状、歯科医師免許状又、薬剤師免許状)

3 人格が高潔で、学校教育及び学校保健に理解がある者

4 原則として、学校等の存する各区内で開業、勤務していること。

5 校園長は、学校等の存する各地区医師会、学校歯科医会各支部、学校薬剤師会各支部の会長または支部長に推薦依頼を行う。

6 前項の手続きにより、推薦のあった者を校園長が市教育委員会(学校保健担当)に内申する。

(任期)

第5条 学校医等の定年年齢は、原則70歳とする。

2 学校医等の任期は、1年とする。但し、定年年齢の範囲内で再任を妨げない。

3 第1項及び前項但し書きの規定にかかわらず、校園長からの具申等により、特別の必要があると認める場合、市教育委員会は、学校医等を定年年齢を超えて再任し、又は定年年齢を超える者を学校医等に任用し再任することができる。

(勤務態様)

第6条 勤務日については、校園長と学校医等との協議の上、定めるものとし、学校保健活動の必要に応じて勤務する。また、校園長の求めに応じて協力する。

(執務記録)

第7条 学校医等が職務に従事したときは、執務記録を記入し、校園長に提出するものとする。

2 前項の執務記録は、FAXやメール等を使用した媒体での送付でも、対応可能とする。

(服務)

第8条 学校医等の服務については、地方公務員法第30条及び第32条から第35条までの規定に準じて取り扱うものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 学校医等に対する報酬の額は、「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」(昭和31年大阪市条例第33号)及び「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」(平成20年大阪市規則第71号)を適用し支給する。

2 学校医等の報酬の支給日は、6月、9月、12月及び3月の各月20日とする。但し、20日が土曜日にあたるときはその前日、また日曜日にあたるときはその翌日とする。

(公務災害補償等)

第10条 学校医等の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、「学校の学校医等の公務災害補償に関する条例」(昭和43年大阪市条例第4号)の規定を適用する。

(解嘱)

第11条 学校医等が、次の各号の一に該当する場合は解嘱する。

- (1) 委嘱期間が満了した場合
- (2) 本人が解嘱を願い出た場合
- (3) 死亡した場合
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合
- (5) 厚生労働大臣により、医師免許、歯科医師免許又は薬剤師免許を取り消される等学校医等としての適性を欠く場合
- (6) 勤務成績が良好でないと考えられる時は、市教育委員会と学校医等の推薦者の地区医師会等と、その勤務形態について協議し、勤務成績が良好でないと判断した場合
- (7) 第8条の規定に違反した場合
- (8) 配置された学校等が廃止となった場合

(退職等)

第12条 学校医等が、辞職しようとするときは、原則として辞職を希望する日の1月前までに推薦者の地区医師会等、校園長に申し出、校園長が市教育委員会に内申するものとする。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。